

令和 7 年度後期派遣弘前大学協定校留学候補者募集要項

1. 海外渡航に係る留意点

渡航予定時期 2 か月前に外務省「海外危険情報」及び「感染症危険情報」並びに「弘前大学国際交流危機管理対応マニュアル」に基づき派遣の可否を判断する。ただし、国際連携本部長が派遣困難と判断した場合には、渡航延期または中止とする場合がある。

また、渡航後に留学先国・地域において外務省「海外危険情報」及び「感染症危険情報」のレベルが引き上げられた場合は、弘前大学(以下「本学」という)が緊急帰国を求めることがある。その際にかかる費用及びホテル等での隔離を求められた場合の費用は、原則自己負担であることを本人及び保護者が了承したうえで、協定校留学(派遣)候補者へ応募すること。

2. 概要

協定校留学(派遣)とは、本学と大学間交流協定及び学生交流の覚書を締結している海外の大学(以下「協定校」という)において、本学に在籍したまま、協定校で授業科目の履修等の機会を得ることをいい、協定校留学(派遣)候補者の募集等については、本要項により実施する。

3. 派遣先及び派遣期間

(1) 派遣先は本学の協定校とする。

(2) 派遣期間は 1 年以内とする。

※ 派遣先及び派遣期間は、年度や学期等により異なる場合があるため、必ず国際連携本部における留学相談により確認すること。留学相談は応募前に余裕を持って行うこと。

4. 応募資格

次の要件を全て満たす学生を対象とする。

(1) 本学の学部又は大学院の正規課程に在籍している者

(ア) 原則として、学部 4 年生及び大学院生が応募する場合は、派遣終了後も本学学生としての身分を有し、本学で 1 学期以上学業を継続する者

(イ) 原則として、外国人留学生の場合、母国に所在する協定校への応募は認めない

(2) 派遣期間終了後、速やかに本学に戻り、学業を継続する者

(3) 学業、人物ともに優秀で、協定校及び本学が定める語学能力等を有する者

(4) 留学の目的及び計画が明確であり、本学と協定校との交流に貢献できる者

(5) 保護者及び指導教員からの同意を得ている者

5. 応募締切日

応募締切日： 令和 7 年 7 月 1 日(火) 17 時

6. 応募書類

希望する学生は、次の書類を作成し、国際連携本部が指定する期日まで提出すること。期限までにすべての必要書類が提出されない場合は、選考対象外とみなすので注意すること。

- (1) 留学計画書（様式任意）
- (2) 応募申請書（本学所定様式）
- (3) 誓約書（本学所定様式）
- (4) 所属学部又は研究科の推薦書（本学所定様式）
- (5) 指導教員の推薦書（本学所定様式）※1
- (6) 成績証明書（大学入学後すべての成績）1 通
- (7) 協定校が求める語学能力に関する証明書※2
- (8) 派遣留学前健康状態申告書（本学所定様式）

※1 指導教員とは、基礎ゼミナール担当教員又は所属ゼミの指導教員等を指し、本学の専任教員であって、被推薦者の人物及び学習状況を把握している教員をいう。推薦書の作成は必ず余裕をもって依頼すること。

※2 具体的な必要書類については、国際連携本部担当者に確認すること。

例) TOEFL ITP など

7. 学内選考

- (1) 書類審査及び面接による学内選考を行い、国際連携本部運営会議において協定校留学（派遣）候補者（以下「派遣候補者」という。）を決定する。学内選考の結果は、該当学生へ国際連携本部を通じて通知する。

面接実施時期 令和 7 年 7 月上旬～7 月中旬

応募者選考結果通知時期 令和 7 年 8 月上旬

- (2) 学内選考の結果、条件付き（語学要件等）となった者については、指定する期日までに条件を満たした場合は派遣候補者として確定し、協定校へ推薦するが、期日までに条件を満たさない場合は原則として協定校へ推薦しない（派遣候補者から除外）。

派遣候補者については、国際連携本部から協定校へ推薦後、協定校からの受入許可通知を受領した時点で協定校留学（派遣）が正式決定となる。協定校からの結果は国際連携本部から該当学生へ通知する。

8. 派遣条件

- (1) 派遣期間中の授業料は本学へ納付すること。協定校での授業料は協定に基づき徴収されない。ただし、語学センターを受講する場合に必要な授業料等は学生本人が負担する。
- (2) 国際連携本部が渡航前に実施する危機管理オリエンテーションに必ず出席すること。
- (3) 渡航前に本学が指定する海外留学保険に必ず加入すること。
- (4) 帰国後 1 ヶ月以内に「協定校留学（派遣）報告書」（本学所定様式）及び「留学体験記」（様式任意）を提出すること。また、留学説明会等で体験報告を行うこと。
- (5) 急病等やむを得ない場合を除き、派遣候補者として決定通知後の辞退は原則として認めない。やむを得ない事情により協定校留学（派遣）を辞退する場合は、速やかに国際連携本部へ連絡するとともに、「辞退届」（様式任意）を提出すること。
- (6) 派遣候補者として決定通知後の派遣先及び派遣期間の変更は原則として認めない。
- (7) ビザの取得及び航空券の手配等は学生本人が行うこと。

9. 留学中の身分及び単位認定

- (1) 派遣先の協定校においては、学位の取得を目的としない学生として扱われる。
- (2) 協定校で取得した単位は所属学部において本学の単位として認定される場合がある。事前に自分自身でカリキュラムを確認し、所属学部の教務担当に相談すること。
- (3) 単位認定を希望する場合は、帰国する際に、協定校から「成績証明書」、「シラバス」、「クラススケジュール」、「グレードポリシー」、「テキスト、提出論文、レポート」、「その他単位認定の参考になるような書類」等を持ち帰ってくること。
- (4) 留学は留年を伴う場合もあることから、所属学部のカリキュラムを十分に確認し、留学中の本学の身分については、保護者、指導教員、所属学部の教務(学務)担当に必ず相談して決めること。

10. 協定校留学（派遣）に対する奨学金

弘前大学国際交流基金助成金により、帰国後に渡航費用の一部助成として支給する（上限 4 万 5 千円）。

※助成金に関する案内及び受給者の要件等については、別途案内する。

11. その他

- ・留学に必要な費用については、保護者とよく相談しておくこと。
- ・派遣開始前から終了するまでの期間を通じて、連絡事項等はメールにより行うので確認すること。また、返信が必要な場合は、速やかに返信すること。

12. 書類提出先及び問合せ先

弘前大学国際連携本部 サポートオフィス

電 話:0172-39-3114

メール:jm3114@hirosaki-u.ac.jp

【令和 7 年度後期派遣弘前大学協定校留学候補学生決定までのスケジュール】

令和 7 年7月1日(火)	応募締切
令和 7 年 7 月上旬～7 月中旬	面接実施
令和 7 年 8 月上旬	学内選考結果発表
	随時協定校への応募及び協定校からの受入許可
令和 7 年 12 月～令和 8 年 4 月	危機管理オリエンテーション
令和 8 年 1 月～ 4 月	出発

【募集派遣先大学】別紙一覧参照